

○盛岡・紫波地区環境施設組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

平成8年2月20日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(財産の交換、譲与、無償貸付等)

第2条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、矢巾町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年矢巾町条例第9号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。